

台風 11号、12号により被害を受けられた皆さまへ
(2014年8月)

このたびの台風11号、12号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

被害のご連絡窓口

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル (24時間365日受付)

0120-492-585

災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

台風11号、12号の被害により、高知県吾川郡いの町、高知市、長岡郡大豊町、徳島県那賀郡那賀町に災害救助法が適用されました。

これに伴い、弊社では適用地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を実施いたします。

①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヶ月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヶ月を限度にその払込を延期することができます。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0475-50-2240 (平日の午前9時30分～午後5時)